平成２８年（フ）第３２４号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目８番17号　矢作マンション301号室、住民票上の住所東京都足立区大谷田５丁目５番17―503号
債務者　小林　純一
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３９号
京都府木津川市兜台６丁目10番地９　サンハイムＡ―101号、前住所京都府木津川市相楽城西93番地
債務者　木下千恵子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　映次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９８５号
神戸市中央区野崎通６丁目２番21―405号
債務者　松崎　美幸
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　達川　　新
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６０号
神戸市須磨区南落合２丁目２番511―405号
債務者　森本　弘之
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本佳世子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９９号
兵庫県尼崎市立花町４丁目16番12号　ハイツ中野Ｂ３
債務者　識名　敏弘
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月13日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５号
函館市富岡町２丁目33番６号
債務者　新沼　賢一
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１３号
函館市大川町５番５号
債務者　辻田　重臣
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１４号
北海道上磯郡木古内町字札苅753番地７、住民票上の住所北海道上磯郡木古内町字大平56番地１
債務者　河村　修三
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
北海道上磯郡木古内町字札苅753番地７
債務者　河村　章子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号
函館市堀川町12番17号
債務者　三上　明子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１９号
函館市湯川町２丁目28番18号
債務者　輪嶋　美典
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２２号
北海道北斗市追分４丁目７番10号
債務者　飯川　智恵
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１１８号
岐阜県大垣市福田町868―１　Ｍ’ｓＹ　Ａ202、住民票上の住所岐阜県羽島市正木町須賀2181番地
債務者　新岡　昌弥
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１９２８号
名古屋市中区松原１丁目12番37号（メゾン・ド・アビーム605号）
債務者　出口　　翔
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５号
北九州市小倉南区横代東町１丁目１番１―403号
債務者　上園美代子
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８３号
三重県伊勢市御薗町高向1999番地15　伊勢パールハイツ　206号室
債務者　瀬谷　美男
1　決定年月日時　平成29年１月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第４６００号
大阪府吹田市山田西２丁目３番４―103号
債務者　森田スミ子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７６８号
大阪市都島区都島中通２丁目19番５号
債務者　宮武　京子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部